# 環境モニタリング調査結果一覧(令和4年度)

# (1) 大気汚染調査

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
例是項目		时朔	时间取入恒	口干均恒	1時間値	日平均値
二酸化窒素 (ppm)	第三保育所	夏	0.010	0.006	0.1~0.2 以下	0.04~0.06 のゾーン又 はそれ以下
		冬	0.011	0.005		
		2季平均	0.011	<b>※</b> 0.006		
	県道路公社	夏	0.018	0.006		
		冬	0.021	0.008		
		2季平均	0.020	<b>※</b> 0.008		

<sup>「※」</sup>印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
例是項目	<b>响</b> 且.地点	时规	时间取入恒	口干均恒	1時間値	日平均値
二酸化硫黄	第三保育所	夏	0.001	0.000	0.1以下	0.04以下
		冬	0.001	0.001		
		2季平均	0.001	<b>※</b> 0.001		
(ppm)	県道路公社	夏	0.001	0.000		
		冬	0.001	0.001		
		2季平均	0.001	<b>※</b> 0.001		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	時間最大値	日平均値	評価値	
例足項目	<b>朔</b> 且.地.尽	时朔	时间取入恒	口干均恒	1時間値	日平均値
浮遊粒子状物質	第三保育所	夏	0.019	0.006	0.2以下	0.1以下
		冬	0.016	0.004		
		2季平均	0.018	<b>※</b> 0.006		
$(mg/m^3)$	県道路公社	夏	0.022	0.008		
		冬	0.023	0.006		
		2季平均	0.023	<b>※</b> 0.008		

「※」印は2季における日平均値の最大値

測定項目	調査地点	時期	日平均値	評価値	
		夏	0.0002		
	第三保育所	冬	< 0.0001		
塩化水素		2季平均	< 0.0002	0.02以下	
(ppm)		夏	0.0002	0.022	
	県道路公社	冬	< 0.0001		
		2季平均	< 0.0002		

測定項目	調査地点	時期	測定値	評価値
		夏	0.0092	
	第三保育所	冬	0.017	
ダイオキシン類		2季平均	0.013	0.6以下
$(pg-TEQ/m^3)$		夏	0.0086	(年平均値)
., 6	県道路公社	冬	0.018	
		2季平均	0.013	

○実施時期 夏 : 令和4年7月12日~7月19日 冬 : 令和5年1月10日~1月17日

○「<」は、検出下限値未満

#### (2) 騒音調査

時間区分		騒音レベル(dB)		規制基準
时间	10万	総合騒音	工場騒音	况削基毕
昼間	11:00~19:00	65~67	47~58	55(50)
タ	19:00~22:00	62~65	45~49	50(45)
夜間	22:00~06:00	46~60	42~52	45(40)
朝	06:00~08:00	65~68	49~54	50(45)
昼間	08:00~11:00	66~69	51~59	55(50)

- ○実施日 令和5年1月11日~12日
- ○騒音規制法第5条に基づく測定
- ○規制基準は、騒音規制法に基づく第二種区域の基準、またカッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

# (3) 振動調査

時間区分		振動レベル(dB) 総合振動 工場振動		規制基準
昼間	11:00~19:00		< 25~39	60(55)
夜間	19:00~08:00	< 25∼42	< 25~27	55(50)
昼間	08:00~11:00	38~44	32~39	60(55)

- ○実施日 令和5年1月11日~12日
- ○振動規制法第5条に基づく測定
- ○「<」は、検出下限値未満
- ○規制基準は振動規制法に基づく第一種区域の基準 カッコ内は、50m以内に学校があるため5dB減じた値

### (4) 悪臭調査

対象項目	調査地点別 (ppm)		規制基準
<b>刈</b> 家項目	風上	風下	<b>况</b>
アンモニア	0.33	0.26	1
メチルメルカプタン	< 0.0005	< 0.0005	0.002
硫化水素	< 0.0005	< 0.0005	0.02
硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	0.01
二硫化メチル	< 0.0005	< 0.0005	0.009
トリメチルアミン	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド	0.0027	0.0022	0.05
プロピオンアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	0.009
イソブチルアルデヒド	0.0007	0.0008	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	0.009
イソバレルアルデヒド	< 0.0005	< 0.0005	0.003
イソブタノール	< 0.01	< 0.01	0.9
酢酸エチル	< 0.01	< 0.01	3
メチルイソブチルケトン	< 0.01	< 0.01	1
トルエン	< 0.01	< 0.01	10
スチレン	< 0.01	< 0.01	0.4
キシレン	< 0.01	< 0.01	1
プロピオン酸	< 0.0005	< 0.0005	0.03
ノルマル酪酸	< 0.0005	< 0.0005	0.001
ノルマル吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	0.0009
イソ吉草酸	< 0.0005	< 0.0005	0.001
臭気指数(濃度)	< 10(<10)	< 10(<10)	15(30)

- ○実施日 令和4年7月12日
- ○「<」は、検出下限値未満
- ○悪臭防止法第7条に基づく測定
- ○規制基準は、悪臭防止法に基づくA区域の基準